

弘前市 終活支援体制整備事業について

令和7年10月21日（火）
弘前市福祉部 福祉総務課

1 弘前市の現状

▶ 人口

1 5 7, 8 0 8 人

うち 65歳以上の人口 54, 372人

{ 65歳～74歳 : 23, 701人
75歳以上 : 30, 671人 }

▶ 世帯数

8 0, 4 0 5 世帯

うち 65歳以上世帯 40, 178世帯

{ 高齢単身世帯 : 19, 119世帯
高齢者2人暮らし世帯 : 9, 066世帯
その他世帯 : 11, 993世帯 }

▶ 高齢化率

3 4. 5 %

1 弘前市の現状

『弘前市地域福祉計画』

市の福祉行政全般の上位計画

基本理念

「ともに支え合い 誰もがいきいきと暮らせる 地域共生社会の実現」

『弘前市成年後見制度利用促進基本計画』

福祉行政の個別計画

- 少子高齢化
 - 核家族化
- の進展

これらに付隨し、身寄りのない高齢者の増加も見込まれる。

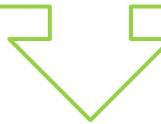
成年後見制度の対象とならない身寄りのない高齢者における
身元保証や死後事務を受任する体制の構築が求められる

2 国の動き

- ▶ 身寄りのない高齢者を対象に、身元保証や死後事務、日常生活支援等のサービスを行う **「高齢者等終身サポート事業」** に参入する民間事業者が急増

・・・その結果・・・

契約に関するトラブルが多発!!



【トラブルの例】

- ◆ サービスの内容・対価が不明瞭
- ◆ サービス内容や質のばらつき
- ◆ 契約が履行されない
- ◆ 事業者の経営破綻による預託金の未返還 等々

課題：利用者が安心できる体制・事業者の確保

2 国の動き

利用者が安心できる体制・事業者とは

- ▶ 事業者の適正な事業運営の確保
- ▶ 事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して利用できるサービス



令和6年6月

関係省庁※により

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」策定

事業者運営の参考＆利用者による事業者を判断するための目安

- ① 「身元保証等サービス」及び「死後事務サービス」を提供するものであること
- ② 本人（契約者）と締結した契約に基づき、サービス提供するものであること
- ③ 事業として継続的に提供するものであること

※内閣官房（身元保証等高齢者サポート調整チーム）・内閣府（孤独・孤立対策推進室）
・金融庁・消費者庁・総務省・法務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省

2 国の動き

利用者が安心できる体制・事業者とは

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口の整備を行うとともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

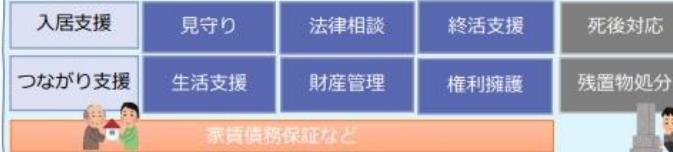
【実施主体】市町村（委託可） 【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組 【補助率】3/4

1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備。

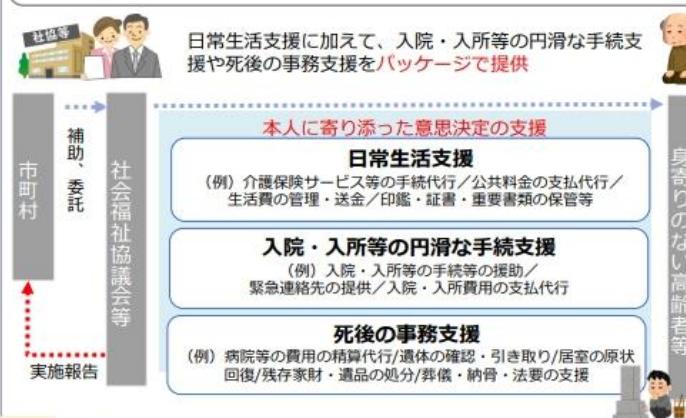


- 単身高齢者等包括支援プラットフォーム -



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所等の円滑な手続支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

3 弘前市の課題

□ 地域包括支援センターや市民の声

- ▶ 弘前市地域包括支援センター運営協議会では
「一人暮らしや身元保証人等がいない高齢者への支援体制が十分でない」
として平成30年度から課題提起していた。

- ▶ 令和6年度 **「終活における死後事務委任契約について」**
をテーマに弘前圏域成年後見制度普及・啓発講座を開催

アンケートに回答した参加者の
約3割が入院・入所や死亡時の身元保証人に対し不安
を感じている

3 弘前市の課題

□ 医療機関や介護・障がい関連事業所の事例

医療機関

- ・ クレジットカード登録を身元保証に代わる機能として、医療費の支払いを担保している。
- ・ 医療同意が本人から得られないため、厚生労働省の指針に従って倫理委員会等に基づき判断をしているケースがあるが、緊急時には対応が迫られ苦慮している。
- ・ 日用品の購入支援や、自宅へ同行訪問してそろえている。
- ・ 緊急連絡先がなくても入院を受け入れている場合もあるが、入院後も可能な限り求めている
- ・ 退院時、介護や障がいの施設に入居する際に、事業者側から保証人を求められるも不在のため、退院調整が難しい場合もある。

介護・障がい関連事業所

- ・ 入居後、認知症の進行等により本人は金銭管理が難しくなった場合の対応に苦慮している。
- ・ 入院時、緊急連絡際を求められるも、事業所では対応できず、行政等に相談しながら進めている。

3 弘前市の課題

□ 市が対応した事例

生活保護受給者の入院・入所に伴う要請と対応

病院・施設からの要請

- ▶ **緊急連絡先**：ケースワーカー名を条件付きで記載可／医療行為同意は不可
- ▶ **手続・説明**：代筆や同意は不可（包括支援Cや親族へ依頼）／緊急時のみ例外対応
- ▶ **物品準備**：鍵を預かり持参、サービス利用調整は可／金銭管理代行は不可
- ▶ **費用**：制度説明は可／金銭管理は不可（転院事例あり）
- ▶ **退院支援**：ケア会議参加・介護連携は可／送迎や責任負担は不可
- ▶ **遺体・遺品**：葬祭扶助・葬儀会社依頼・相続人引渡し
- ▶ **医療行為同意**：すべて不可

残置物処理

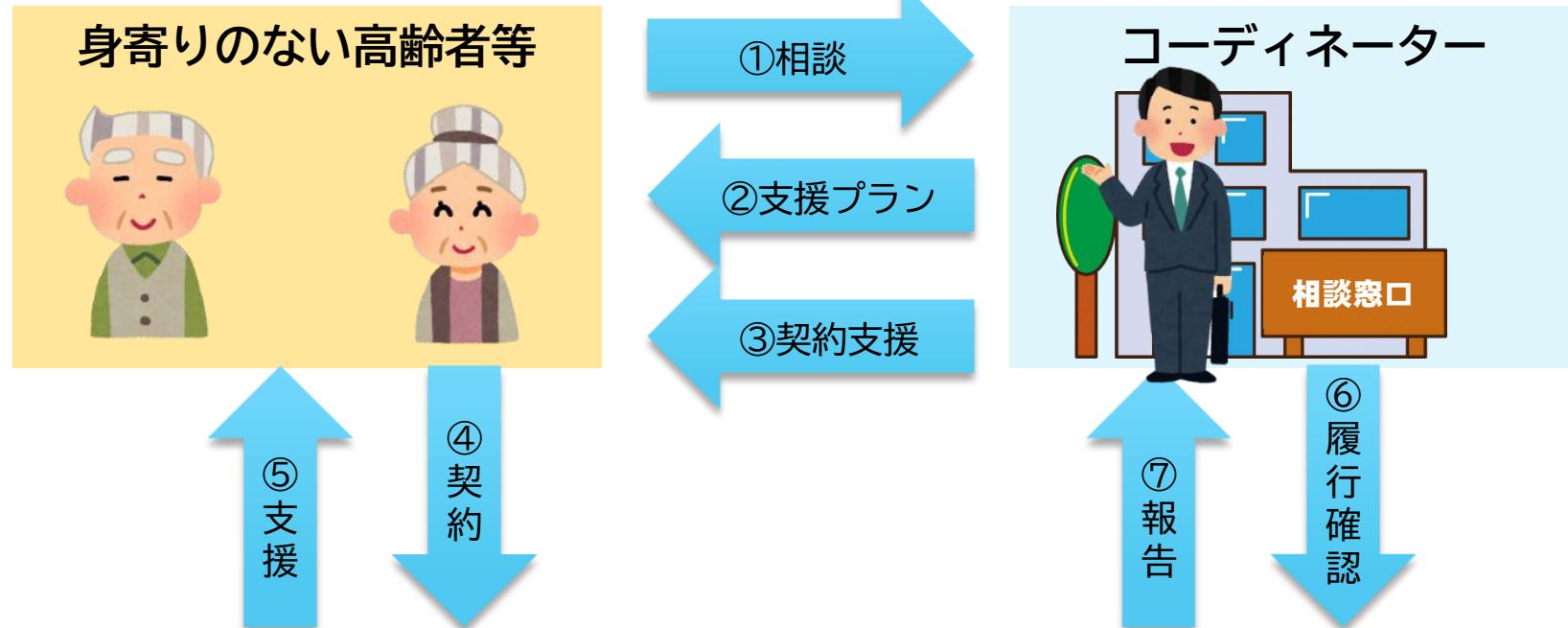
- ▶ **遺品・所持品**：一時保管・返却をやむを得ず対応
- ▶ **遺留金**：病院に処分依頼
- ▶ **強制退去**：家財を一時保管し後日搬送

4 新たな支援体制

市民の老後における様々なニーズに応えるべく、身元保証を代替するサービスを提供する事業者の掘り起こしを行ない、事業者とともに、身寄りのない高齢者が直面する生活課題等に向き合った、新たな支援体制の構築が必要

「終活支援体制整備事業」

① 包括的な相談・調整窓口の整備



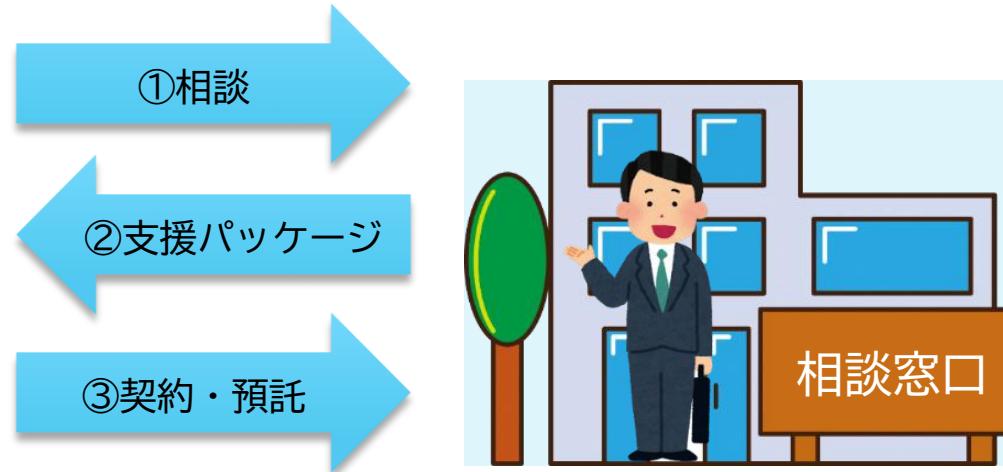
単身高齢者等包括支援プラットフォーム（例）

1. 入居支援	2. つながり支援	3. 見守り	4. 生活支援	5. 法律相談
6. 財産管理	7. 終活支援	8. 権利擁護	9. 死後対応	10. 残置物処分

4 新たな支援体制

「終活支援体制整備事業」

② 総合的な支援パッケージの提供



支援パッケージの内容

《身元保証を代替する支援》

入院・入所時の手続き支援・緊急連絡先の指定の受託・緊急時の対応 など

《日常生活支援》

見守り・介護保険サービス等の手続き代行・公共料金の支払い代行・生活費の管理送金
・印鑑、証書、重要書類の保管 など

《死後の事務支援》

遺体の確認・引取り・葬儀・納骨・法要の支援・病院等の費用の精算代行・残存家財・
遺品の処分・居室の原状回復 など

＜事業者の掘り起こし＞

- ・日常生活自立支援事業（社協）
- ・シルバー人材センター 等

- ・寺社・葬儀社・病院・医療機関
- ・不動産会社・清掃（遺品処分）業者 等

スケジュール

- ▶ 令和6年度 市役所の関係課等にて勉強会開催
　　居宅介護支援事業所・介護支援専門員、
　　医療機関 等から現場のニーズを確認
- ▶ 令和7年度 弘前市の現状と課題を分析し、包括的な相談
　　・調整窓口の整備を図るとともに、資力が
　　ない方も利用できる総合的な支援パッケージを提供する取組の研究・開発を推進する
　　ため、弘前市社会福祉協議会に体制構築業務
　　を委託
- ▶ 令和8年度 サービス提供開始予定